

消費税の達人from所得税の達人(令和05年分版)

運用ガイド

この度は、「消費税の達人from所得税の達人(令和05年分版)」をご利用いただき誠にありがとうございます。

「消費税の達人from所得税の達人(令和05年分版)」は、「所得税の達人」の決算書データ又は内訳書データを「消費税の達人」に取り込むためのプログラムです。このマニュアルでは、「消費税の達人from所得税の達人(令和05年分版)」のインストール手順や操作手順について説明しています。



目次

1.対応製品	3
2.動作環境	4
3.インストール方法	5
1.「達人Cube」からアップデートする場合	5
2.「達人」公式サイトからファイルをダウンロードする場合	8
4.運用方法	10
1.「所得税の達人」と「消費税の達人」を同一コンピュータにインストールしている場合	10
2.「所得税の達人」と「消費税の達人」を別のコンピュータにインストールしている場合	11
5.操作方法	12
1.「所得税の達人」と「消費税の達人」を同一コンピュータにインストールしている場合	12
2.「所得税の達人」と「消費税の達人」を別のコンピュータにインストールしている場合	17
6.連動対象項目	24
「所得税の達人」から連動するデータ（連動元）	24
「消費税の達人」に連動するデータ（連動先）	26
課税取引金額計算表（事業所得用）	27
課税取引金額計算表（不動産所得用）	28
課税取引金額計算表（農業所得用）	29
7.アンインストール方法	30
8.著作権・免責等に関する注意事項	31

1.対応製品

「消費税の達人from所得税の達人(令和05年分版)」に対応するNTTデータの各対応製品は以下のとおりです。

連動元／連動先	対応製品
連動元	所得税の達人(令和05年分版) Professional Edition
	所得税の達人(令和05年分版) Standard Edition
連動先	消費税の達人(令和05年度以降用) Professional Edition
	消費税の達人(令和05年度以降用) Standard Edition



注意

本書は、出版時点での最新プログラムの画像を使用しています。

2.動作環境

「消費税の達人from所得税の達人（令和05年分版）」に必要な動作環境は「1.対応製品」（P.3）に記載の連動元の〔対応製品〕と同様です。



注意

- 「消費税の達人from所得税の達人（令和05年分版）」のインストールやプログラムの起動を行うには、「1.対応製品」（P.3）に記載の連動元の〔対応製品〕のいずれかをインストールしている必要があります。
- 「消費税の達人from所得税の達人（令和05年分版）」の起動中に、連動元の〔対応製品〕の起動、及びアンインストールはできません。

3.インストール方法

「消費税の達人from所得税の達人(令和05年分版)」をインストールする手順は、「達人Cube」からアップデートする方法と「達人」公式サイトからファイルをダウンロードする方法の2パターンあります。

1.「達人Cube」からアップデートする場合

1. 「達人Cube」にログインし、[アップデート]をクリックします。



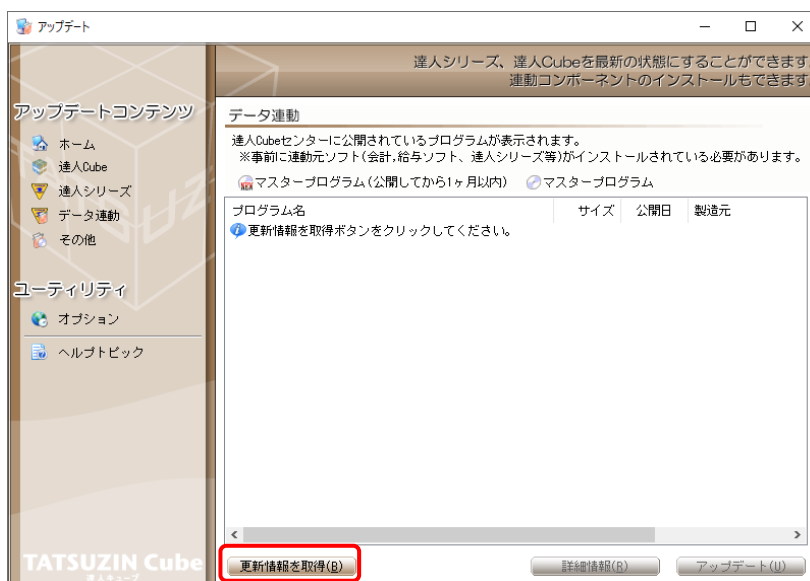
[アップデート] 画面が表示されます。

2. アップデートコンテンツ[データ連動]をクリックします。



[データ連動] 画面が表示されます。

3. [更新情報を取得]ボタンをクリックします。



連動コンポーネントが表示されます。

4. 該当の連動コンポーネントをクリックして選択し(①)、[アップデート]ボタンをクリックします(②)。



[ユーザーアカウント制御] 画面が表示されます。

5. [はい]ボタンをクリックします。

[消費税の達人from所得税の達人(令和05年分版)] 画面が表示されます。

6. [次へ]ボタンをクリックします。

[プログラムのインストール] 画面が表示されます。

7. [インストール]ボタンをクリックします。

インストールが開始されます。

8. [InstallShield ウィザードを完了しました]画面が表示されたら、[完了]ボタンをクリックします。

以上で、「消費税の達人from所得税の達人(令和05年分版)」のインストールは完了です。

2.「達人」オフィシャルサイトからファイルをダウンロードする場合

1. 「達人」オフィシャルサイトの連動コンポーネントダウンロードページ

(https://www.tatsuzin.info/rendousoft/rendou_download.html)を開きます。



2. 該当の「達人シリーズ」のソフト名をクリックします。

該当の会計・給与ソフトメーカー一覧画面が表示されます。

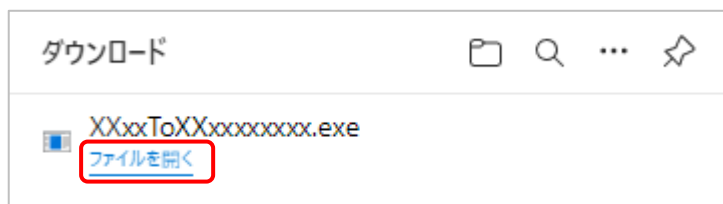
3. 該当の会計・給与ソフトメーカーの[ダウンロード]をクリックします。

該当の会計・給与ソフトメーカーの最新の連動コンポーネント一覧画面が表示されます。

4. 該当の連動コンポーネントの[連動コンポーネントをダウンロードする]ボタンをクリックします。

画面の右上に [ダウンロード] 画面が表示されます。

5. [ファイルを開く]をクリックします。



[ユーザーアカウント制御] 画面が表示されます。

6. [はい]ボタンをクリックします。

[消費税の達人from所得税の達人 (令和05年分版)] 画面が表示されます。

7. [次へ]ボタンをクリックします。

[プログラムのインストール] 画面が表示されます。

8. [インストール]ボタンをクリックします。

インストールが開始されます。

9. [InstallShield ウィザードを完了しました]画面が表示されたら、[完了]ボタンをクリックします。

以上で、「消費税の達人from所得税の達人 (令和05年分版)」のインストールは完了です。

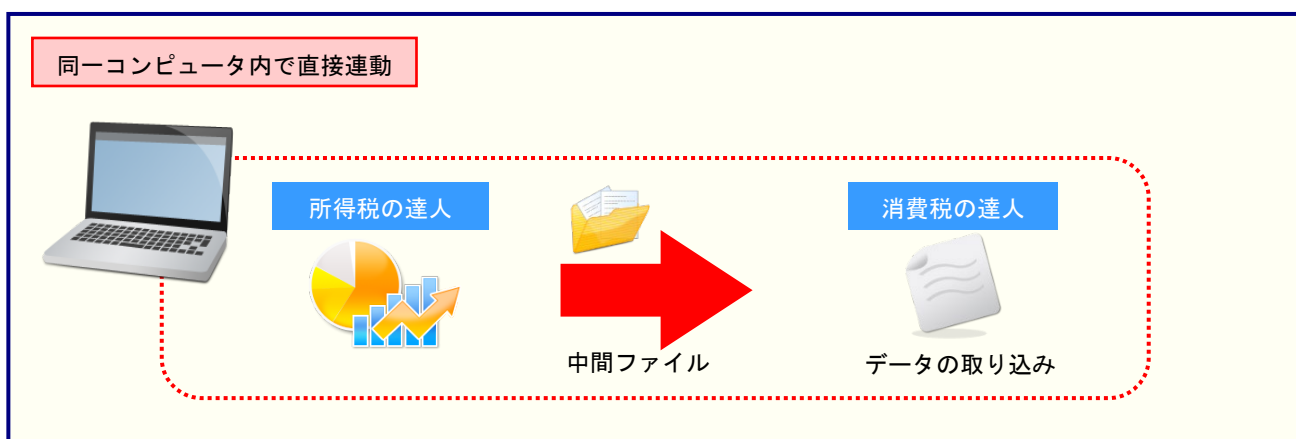
4.運用方法

「消費税の達人from所得税の達人(令和05年分版)」は、「所得税の達人」のデータから中間ファイルを作成します。

データ取り込みの操作方法は、「所得税の達人」と「消費税の達人」を同一コンピュータにインストールしているかどうかで異なります。

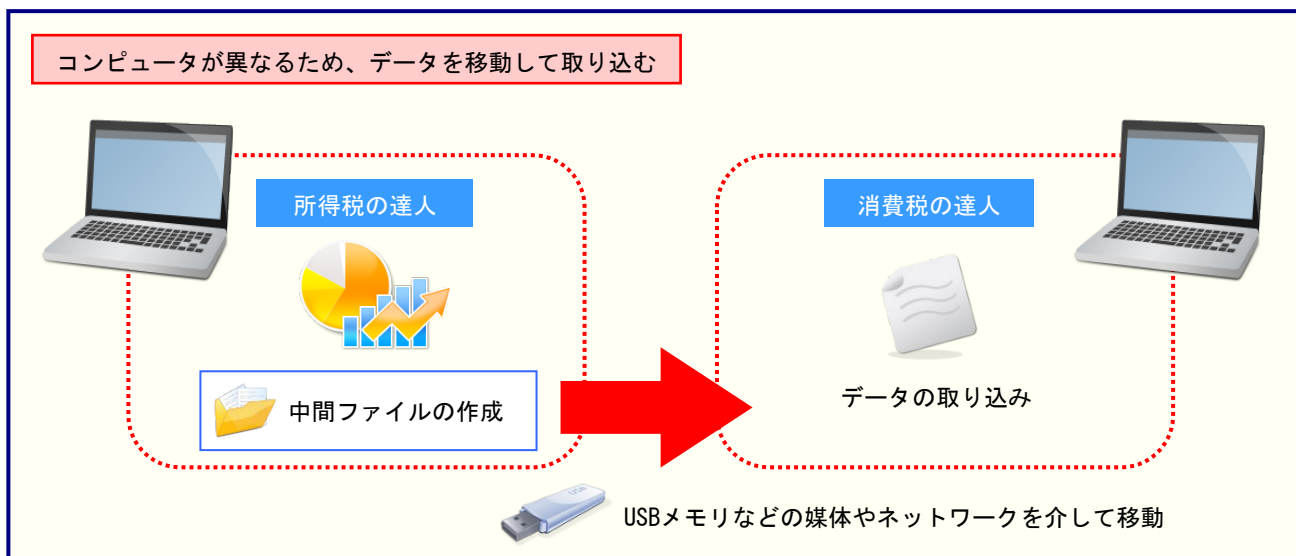
1.「所得税の達人」と「消費税の達人」を同一コンピュータにインストールしている場合

「消費税の達人from所得税の達人(令和05年分版)」で作成した中間ファイルを直接「消費税の達人」に取り込みます。



2.「所得税の達人」と「消費税の達人」を別のコンピュータにインストールしている場合

「所得税の達人」をインストールしているコンピュータで中間ファイルを作成し、「消費税の達人」をインストールしているコンピュータで取り込みます。



注意

ご利用の「所得税の達人」と「消費税の達人」が共にProfessional Editionで、かつLAN環境にてご利用の場合はLAN上で連動元のデータを取得できるため、同一コンピュータにインストールしている場合と同様に媒体を介さずデータを連動できます。

5.操作方法

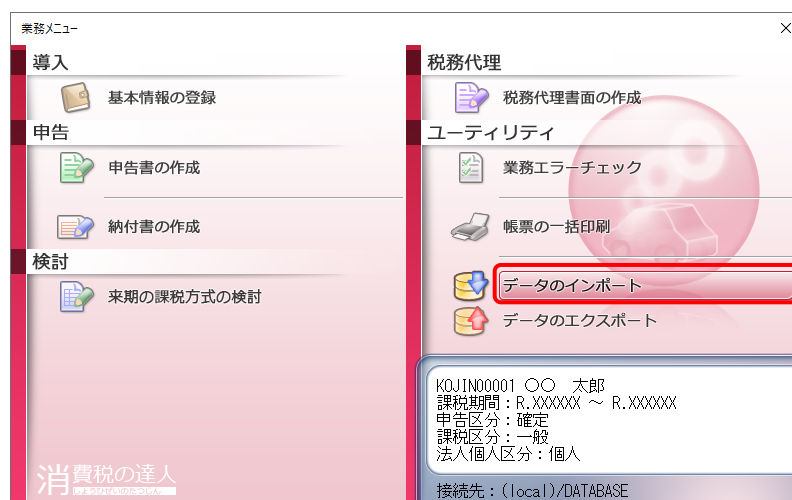
「消費税の達人from所得税の達人（令和05年分版）」を使って、以下の手順で連動します。

事前に「6.連動対象項目」（P.24）を必ずお読みください。

操作手順は、「所得税の達人」と「消費税の達人」を同一コンピュータにインストールしているかどうかで異なります。

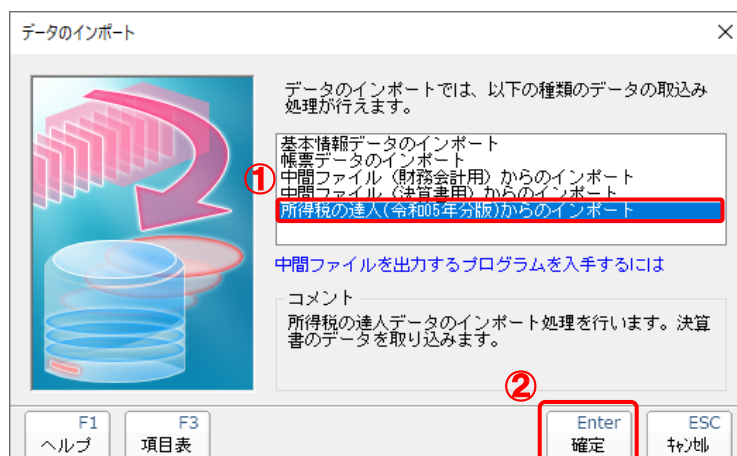
1.「所得税の達人」と「消費税の達人」を同一コンピュータにインストールしている場合

1. 「消費税の達人」を起動してデータを取り込む顧問先データを選択し、業務メニュー[データのインポート]をクリックします。



[データのインポート] 画面が表示されます。

2. [所得税の達人(令和05年版)からのインポート]をクリックして選択し(①)、[確定]ボタンをクリックします(②)。



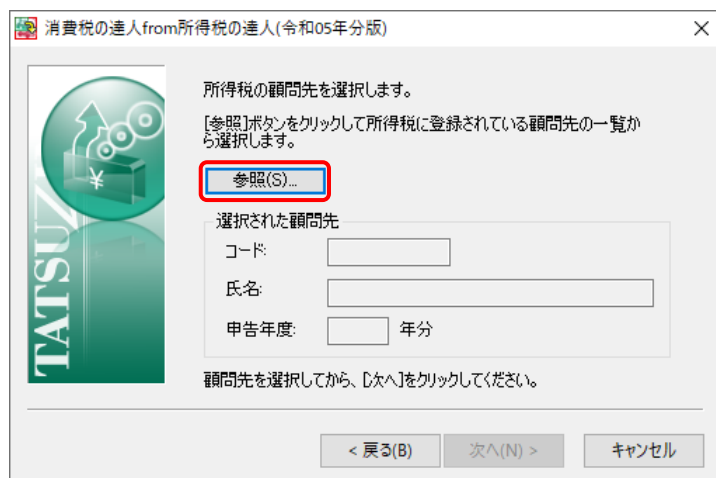
[消費税の達人from所得税の達人(令和05年版)] 画面が表示されます。

3. [次へ]ボタンをクリックします。



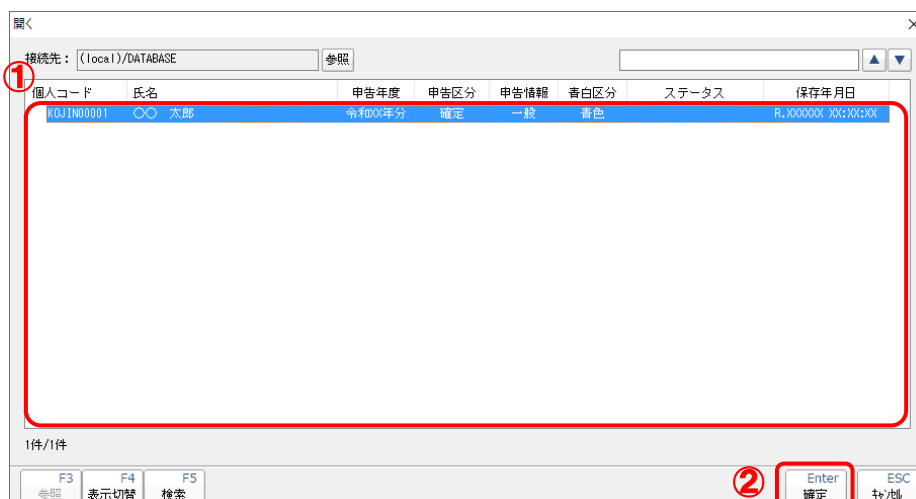
所得税の顧問先を選択する画面が表示されます。

4. [参照]ボタンをクリックします。



[開く] 画面が表示されます。

5. 該当の顧問先をクリックして選択し(①)、[確定]ボタンをクリックします(②)。



所得税の顧問先を選択する画面に戻ります。

※ 該当の顧問先が表示されない場合、[F5/検索] ボタンをクリックして表示される画面から検索条件を変更してください。

6. [次へ]ボタンをクリックします。

消費税の達人from所得税の達人(令和05年版)

所得税の顧問先を選択します。
[参照]ボタンをクリックして所得税に登録されている顧問先の一覧から選択します。

参照(S)...

選択された顧問先

コード: KOJIN00001
氏名: ○○ 太郎
申告年度: 令和XX 年分

顧問先を選択してから、[次へ]をクリックしてください。

< 戻る(B) **次へ(N) >** キャンセル

設定内容確認の画面が表示されます。

7. 処理の設定内容を確認し(①)、[完了]ボタンをクリックします(②)。

消費税の達人from所得税の達人(令和05年版)

処理を実行するための設定が完了しました。
設定の内容を確認したら、[完了]をクリックして処理を実行します。

①

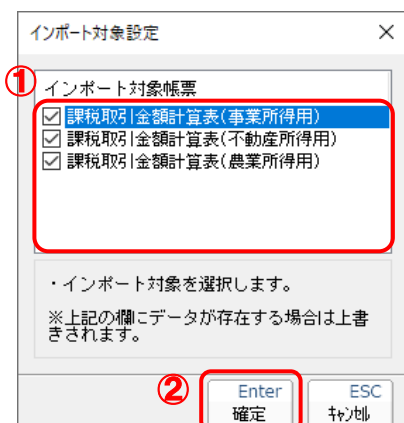
個人データ
コード : KOJIN00001
氏名 : ○○ 太郎
申告年度 : 令和XX年分

②

< 戻る(B) **完了** キャンセル

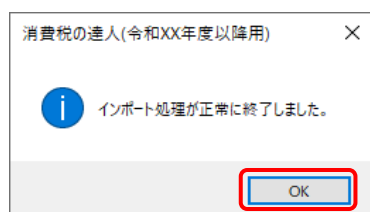
[インポート対象設定] 画面が表示されます。

8. インポート先の帳票をクリックして選択し(①)、[確定]ボタンをクリックします(②)。



終了画面が表示されます。

9. [OK]ボタンをクリックします。



[業務メニュー] 画面に戻ります。データの作成(中間ファイルの作成)が終了すると同時に、「消費税の達人」にデータが取り込まれます。

以上で、データの取り込みは完了です。

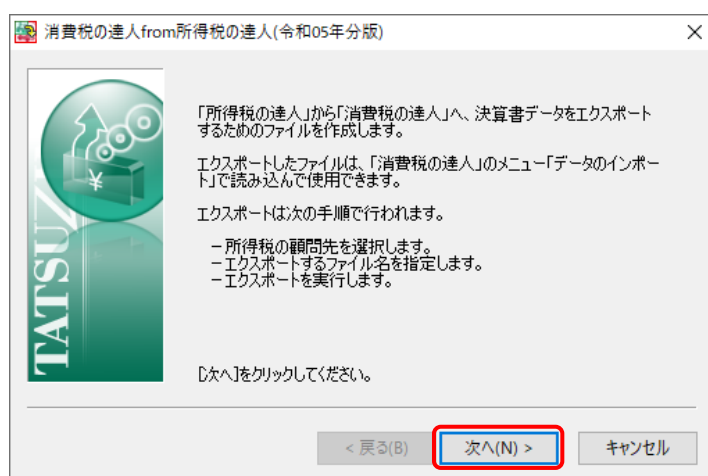
2.「所得税の達人」と「消費税の達人」を別のコンピュータにインストールしている場合

1. Windowsのスタートメニュー[達人シリーズ]—[消費税の達人from所得税の達人(令和05年分版)]をクリックします。

[消費税の達人from所得税の達人(令和05年分版)]画面が表示されます。

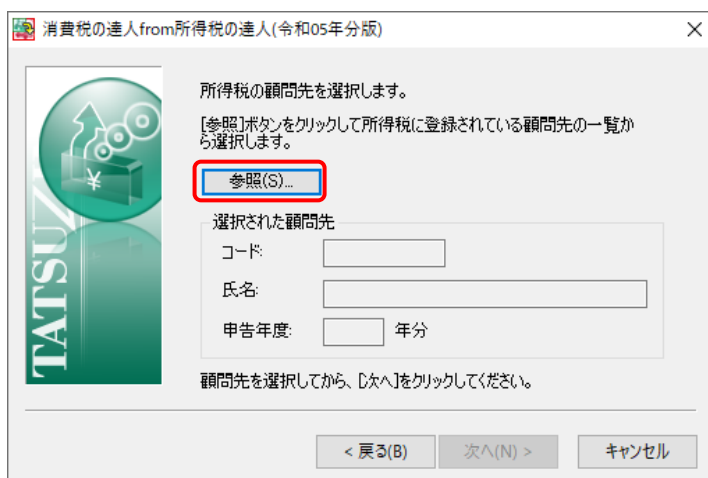
※ Windows 11 の場合は、Windows のスタートメニュー [すべてのアプリ] をクリックして表示される [すべてのアプリ] 画面で、[達人シリーズ] — [消費税の達人 from 所得税の達人(令和05年分版)] をクリックします。

2. [次へ]ボタンをクリックします。



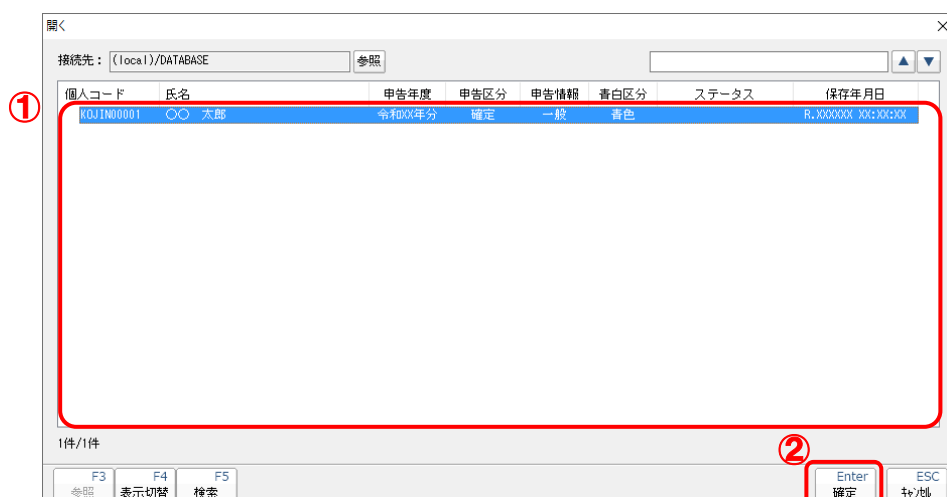
所得税の顧問先を選択する画面が表示されます。

3. [参照]ボタンをクリックします。



[開く] 画面が表示されます。

4. 該当の顧問先をクリックして選択し(①)、[確定]ボタンをクリックします(②)。



所得税の顧問先を選択する画面に戻ります。

- ※ 該当の顧問先が表示されない場合、[F5/検索] ボタンをクリックして表示される画面から検索条件を変更してください。
- ※ ご利用の「所得税の達人」と「消費税の達人」が共にProfessional Editionで、かつLAN環境にてご利用の場合はLAN上で連動元のデータを取得できるため、[参照] ボタンをクリックして表示される画面から「所得税の達人」のコンピュータのデータベースを指定してください。

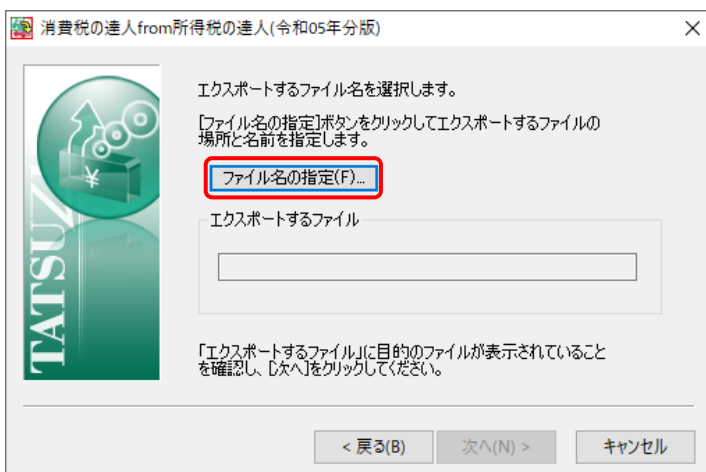
5. [次へ]ボタンをクリックします。



The screenshot shows a dialog box titled "消費税の達人from所得税の達人(令和05年版)". On the left is the TATSU logo. The main text reads: "所得税の顧問先を選択します。 [参照]ボタンをクリックして所得税に登録されている顧問先の一覧から選択します。" Below this is a "参照(S)..." button. A section titled "選択された顧問先" contains fields for "コード" (KOJIN00001), "氏名" (OO 太郎), and "申告年度" (令和XX 年分). Below this section is the instruction: "顧問先を選択してから、[次へ]をクリックしてください。" At the bottom are three buttons: "< 戻る(B)", "次へ(N) >" (highlighted with a red box), and "キャンセル".

エクスポートするファイル名を選択する画面が表示されます。

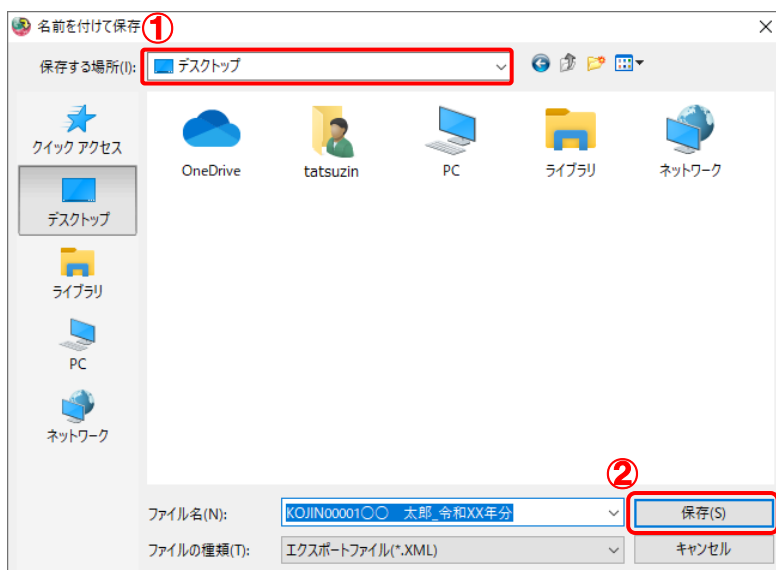
6. [ファイル名の指定]ボタンをクリックします。



The screenshot shows a dialog box titled "消費税の達人from所得税の達人(令和05年版)". On the left is the TATSU logo. The main text reads: "エクスポートするファイル名を選択します。 [ファイル名の指定]ボタンをクリックしてエクスポートするファイルの場所と名前を指定します。" Below this is a "ファイル名の指定(F)..." button (highlighted with a red box). A section titled "エクスポートするファイル" contains an empty text input field. Below this section is the instruction: "[エクスポートするファイル]に目的のファイルが表示されていることを確認し、[次へ]をクリックしてください。" At the bottom are three buttons: "< 戻る(B)", "次へ(N) >" (highlighted with a red box), and "キャンセル".

[名前を付けて保存] 画面が表示されます。

7. [保存する場所]を指定し(①)、[保存]ボタンをクリックします(②)。



エクスポートするファイル名を選択する画面に戻ります。

※ [ファイル名] は任意に変更できます。

8. [次へ]ボタンをクリックします。



設定内容確認の画面が表示されます。

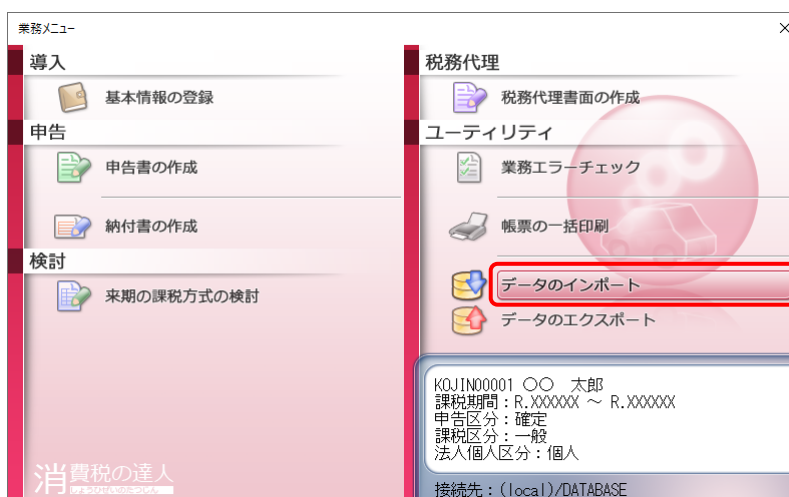
9. 処理の設定内容を確認し(①)、[完了]ボタンをクリックします(②)。



手順7で指定した「保存する場所」に、中間ファイルが作成されます。

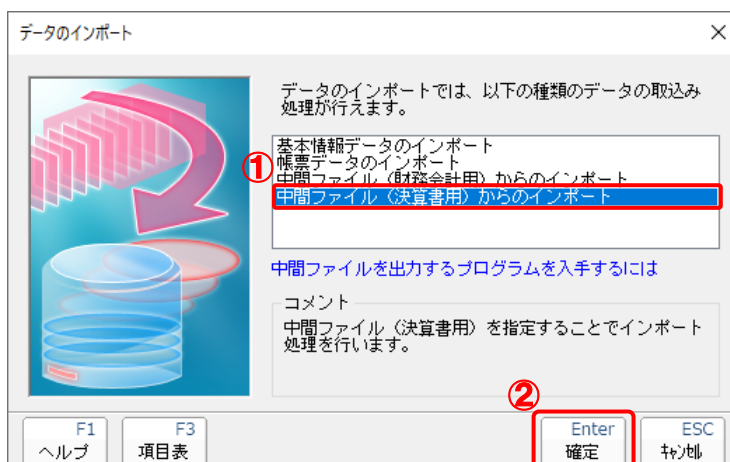
10. 作成された中間ファイルを、USBメモリなどの媒体やネットワークを介して「消費税の達人」をインストールしているコンピュータに移動します。

11. 「消費税の達人」を起動して中間ファイルを取り込む顧問先データを選択し、業務メニュー-[データのインポート]をクリックします。



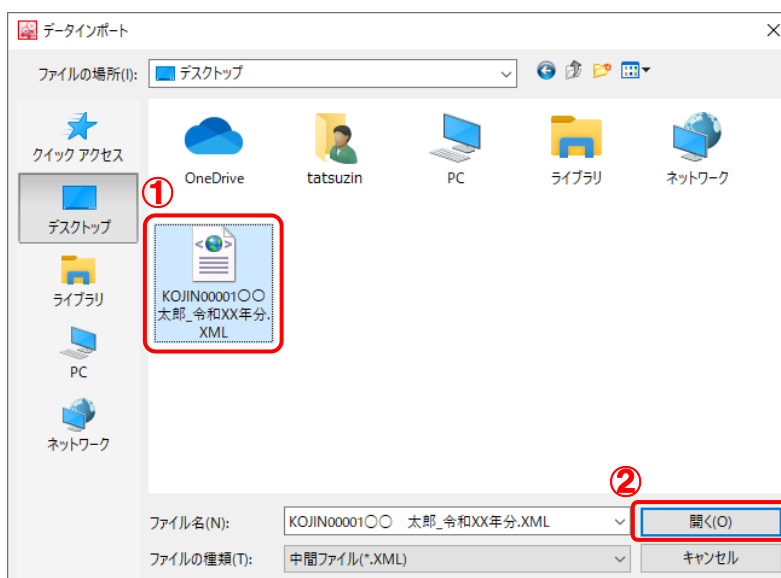
「データのインポート」画面が表示されます。

12. [中間ファイル(決算書用)からのインポート]をクリックして選択し(①)、[確定]ボタンをクリックします(②)。



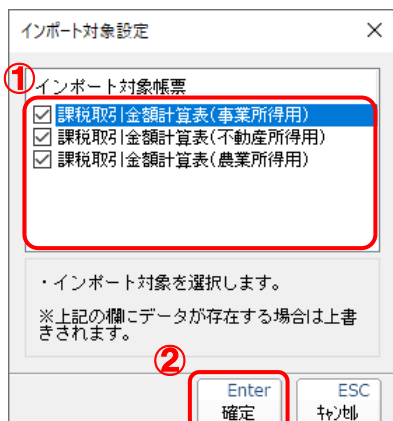
[データインポート] 画面が表示されます。

13. 作成した中間ファイルをクリックして選択し(①)、[開く]ボタンをクリックします(②)。



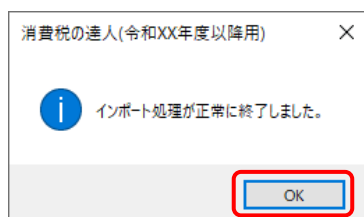
[インポート対象設定] 画面が表示されます。

14. インポート先の帳票をクリックして選択し(①)、[確定]ボタンをクリックします(②)。



終了画面が表示されます。

15. [OK]ボタンをクリックします。



[業務メニュー] 画面に戻ります。

以上で、データの取り込みは完了です。

6.連動対象項目

「消費税の達人from所得税の達人(令和05年版)」では、「所得税の達人」の決算書又は内訳書よりデータを取り込みます。

「所得税の達人」から連動するデータ(連動元)

「所得税の達人」からは業務メニュー [決算書・内訳書の作成] で作成したデータが連動します。



注意

「消費税の達人」 - [新規作成/基本情報の登録] 画面 - [基本情報] タブ - [課税取引金額計算表等の作成] にチェックが付いていないと連動できません。

青色申告決算書

The screenshot shows the '業務メニュー' (Business Menu) on the left. Under '決算・申告' (Statement & Reporting), '決算書・内訳書の作成' (Statement and Statement Preparation) is highlighted with a red box. A red arrow points from this menu item to the '令和05年分 所得税青色申告決算書(一般用)' form. The form includes fields for company name, address, and financial data tables for '損益計算書' (Income Statement) and '貸倒引当金' (Provision for Doubtful Accounts).

収支内訳書

業務メニュー

- 導入
 - 基本情報の登録
 - 家族情報の登録
- 決算・申告
 - 決算書・内訳書の作成**
 - 申告書の作成
 - 第三者作成書類の作成
 - 更正の請求書の作成
 - 納付書の作成
 - 納税額管理表・前期比較表の作成
 - 財産債務調査等の作成

税務代理

- 税務代理画面の作成
- ユーティリティ
 - 業務エラーチェック
 - 帳票の一括印刷
 - データのインポート
 - データのエクスポート

令和05年分支内訳書(一般用) (FA 7001)

住所: _____ 氏名: OO太郎 事務所所在地: _____
 電話番号: _____ 加入団体名: _____

業種名: _____ 課号: _____

年月日: _____ (自 11月1日 至 12月31日)

科目	金額(円)	科目	金額(円)
売上(収入)金額		雑収入	
家賃消費費		通信費	
その他の収入		広告宣伝費	
計(①+②+③)		接待交際費	
経費商品(製品)種別		損害保険料	
仕入金額		修繕費	
小計(④+⑤)		消耗品費	
経費商品(製品)種別		福利厚生費	
差引金額(⑥-⑦)		雑費	
給料賃金		雑損金	
外注工賃		雑損失	
運賃運賃		雑益	
貸倒金		雑益	
地代家賃		雑益	
利息割引料		雑益	
租税公課		雑益	
商運運賃		雑益	
水運光熱費		雑益	

○総料資金の内訳

氏名(年齢)	貸付	借入金	合計
(株)			
(株)			
(株)			
その他(入分)			
計			

○税理士・弁護士等の報酬・料金の内訳

支払先の住所・氏名	業務中の金額	左のうら必要経費	業務外/特別業務の金額

○事業専従者の氏名等

氏名(年齢)	続柄	貸付	借入金
(株)			
(株)			
(株)			
(株)			

【税務署登録】

※ 所得の金額の計算において、事業専従者控除を受けることはできません。

「消費税の達人」に連動するデータ(連動先)

「消費税の達人」に連動するデータは以下のとおりです。次ページ以降の各帳票の太枠部分が連動対象項目です。

課税取引金額計算表

課税取引金額計算表 (事業所得用)

課税取引金額計算表 (不動産所得用)

課税取引金額計算表 (農業所得用)

課税取引金額計算表(事業所得用)

課税取引金額計算表 表イ-1

(令和 年分) (事業所得用)

科 目	決 算 額 A	Aのうち課税取引に ならないもの(※1) B	課 税 取 引 金 額 (A-B) C	うち軽減税率6.24%適用分		うち標準税率7.8%適用分		G
				D	E	F	G	
売上(収入)金額 (雑収入を含む) ①								
科 目	A	B	C	D	E	F	G	
売上原価								
販賣商品価額高								
仕入金額								
小 販 売 品 価 額 高								
差 引 原 価								
経 費								
租 税 公 課								
研 究 運 賃								
水 道 光 熱 費								
旅 費 交 通 費								
通 信 費								
広 告 宣 伝 費								
採 得 交 際 費								
運 賃 保 険 料								
修 繕 費								
消 耗 品 費								
減 価 償 却 費								
福 利 厚 生 費								
給 料 賃 金								
外 注 工 賃								
利 子 割 引 料								
地 代 家 賃								
貸 借 利 金								
雑 費								
計								
差 引 金 額								
① + ②								

太枠の箇所は課税売上高計算表及び課税仕入高計算表へ転記します。

※1 B欄には、非課税取引、輸出取引等、不課税取引を記入します。
また、売上原価・経費に特定課税仕入れに係る支払対価の額が含まれている場合には、その金額もB欄に記入します。

※2 斜線がある欄は、一般的な取引において該当しない項目です。

課税取引金額計算表(不動産所得用)

課税取引金額計算表 表イ-3

(令和 年分) (不動産所得用)

科 目	決 算 額 A	Aのうち課税取引に ならないもの(※1) B	課 税 取 引 金 額 (A-B) C	うち軽減税率6.24%適用分		うち標準税率7.8%適用分		円
				D	E	F	G	
取 入 金 額								
① 賃 賃 料								
② 礼金・権利金 新 料								
③								
④ 計								

科 目	決 算 額 A	Aのうち課税取引に ならないもの(※1) B	課 税 取 引 金 額 (A-B) C	うち軽減税率6.24%適用分		うち標準税率7.8%適用分		円
				課 税 仕 入 高 D	経過措置(8割控除)の 適用を受ける課税仕入高 E	課 税 仕 入 高 F	経過措置(8割控除)の 適用を受ける課税仕入高 G	
経 費								
① 租 税 公 課								
② 損 害 保 険 料								
③ 修 繕 費								
④ 減 価 償 却 費								
⑤ 借 入 金 利 子								
⑥ 地 代 家 賃								
⑦ 給 料 賃 金								
⑧								
⑨ その他の経費								
⑩ 計								
差 引 金 額								

※1 B欄には、非課税取引、輸出取引等、不課税取引を記入します。
 また、経費に特定課税仕入れに係る支払対価の額が含まれている場合には、その金額もB欄に記入します。
 ※2 斜線がある欄は、一般的な取引において該当しない項目です。

本枠の箇所は課税売上高計算表及び課税仕入高計算表へ転記します。

課税取引金額計算表(農業所得用)

課税取引金額計算表 表イ-2

(令和 年分) (農業所得用)

科 目	決 算 額 A	Aのうち課税取引に ならないもの(※1) B	課 税 取 引 金 額 (A-B) C	うち軽減税率6.24%適用分		うち標準税率7.8%適用分	
				D	E	F	G
取 入 金 額							
販売金額①							
家事消費金額②							
事業消費金額③							
雑収入④							
木成熟果実収入⑤							
小 計⑥							
農作物の 期首⑦							
期末⑧							
額 計⑨							
科 目	決 算 額 A	Aのうち課税取引に ならないもの(※1) B	課 税 取 引 金 額 (A-B) C	うち軽減税率6.24%適用分		うち標準税率7.8%適用分	
				課 税 仕 入 高 D	経過措置(8割控除)の 適用を受ける課税仕入高 E	課 税 仕 入 高 F	経過措置(8割控除)の 適用を受ける課税仕入高 G
経 費							
租税公課①							
雑 費②							
運 賃③							
配 料④							
卸 料⑤							
農 具⑥							
農業・衛生費⑦							
経 材 料 費⑧							
経 費⑨							
動力光熱費⑩							
作業用衣料費⑪							
農業共済掛金⑫							
減価償却費⑬							
荷送運賃手数料⑭							
雇 人 費⑮							
利子割引料⑯							
地代・賃借料⑰							
土地改良費⑱							
貸 倒 金⑲							
雑 費⑳							
小 計㉑							
農作物以外 の期首㉒							
期末㉓							
経費から差し引く農業 生産物の増減費用㉔							
額 計㉕							
引 金 額㉖							

大枠の箇所は課税売上高計算表及び課税仕入高計算表へ転記します。

※1 引当には、非課税取引、輸出取引等、本課税取引を記入します。
また、経費に特定課税仕入れに係る支払増額の税引金立替りがある場合には、その金額も引当に記入します。
※2 納税がある場合は、一般的に取引において発生しない項目です。

 注意

② [家事消費金額] と [事業消費金額] には連動しません。

7.アンインストール方法

「消費税の達人from所得税の達人（令和05年分版）」をコンピュータからアンインストールするには、以下の手順で行います。



注意

アンインストール作業中に [ユーザーアカウント制御] 画面が表示されることがあります。その場合は [はい] ボタンをクリックして作業を進めてください（必要に応じてパスワードを入力します）。

- 1. Windowsのスタートメニュー[Windowsシステムツール]-[コントロールパネル]をクリックします。**

[コントロールパネル] 画面が表示されます。
※ Windows 11の場合は、Windowsのスタートメニュー [すべてのアプリ] をクリックして表示される [すべてのアプリ] 画面で、[Windowsツール] - [コントロールパネル] をクリックします。
- 2. [プログラムのアンインストール]をクリックします。**

[プログラムのアンインストールまたは変更] 画面が表示されます。
※ [コントロールパネル] 画面をアイコン表示にしている場合は、[プログラムと機能] をクリックします。
- 3. [消費税の達人from所得税の達人(令和05年分版)]をクリックして選択し、[アンインストール]をクリックします。**

[プログラムと機能] 画面が表示されます。
- 4. [はい]ボタンをクリックします。**

アンインストールが開始されます。
- 5. アンインストールが終了したら、[プログラムのアンインストールまたは変更]画面を終了します。**

以上で、「消費税の達人from所得税の達人（令和05年分版）」のアンインストールは完了です。

8.著作権・免責等に関する注意事項

- ・ 「消費税の達人from所得税の達人（令和05年分版）」のソフトウェア製品全体の著作権、工業所有権の一切の知的財産権は弊社に帰属するものとします。
- ・ 「消費税の達人from所得税の達人（令和05年分版）」の複製物（バックアップ・コピー）は、不慮の事故に備えて1部のみ作成することができます。
- ・ 「消費税の達人from所得税の達人（令和05年分版）」を使用した結果の損害及び影響について、原因のいかんを問わず、弊社は一切の賠償の責任を負いません。
- ・ 「消費税の達人from所得税の達人（令和05年分版）」のプログラム及びドキュメント等の一部または全部をどのような場合でもその形態を問わず無断で解析・改造・配布等を行うことはできません。
- ・ 「消費税の達人from所得税の達人（令和05年分版）」のソフトウェア製品仕様は、事前の通知なしに変更することがあります。

消費税の達人from所得税の達人(令和05年分版)

運用ガイド

2024年1月20日初版